

高校生扶養控除

縮小を軸に議論

24年度税制改正

政府・与党は、児童手当の支給対象を高校生(16〜18歳)まで延長することを受け、2024年度税制改正に向けて扶養控除の縮小を議論しています。

扶養控除は養育する子ども1人につき、所得税などの負担を軽くする仕組み。現行制度では、所得税の場合、扶養する16〜18歳の子1人につき38万円を控除できます。15歳以下を対象とした年少扶養控除は、民主党政権時代に「子ども手当」(当時)の創設とともに廃止されて

います。

高校生の扶養控除を維持したまま、児童手当を支給すると、中学生以下の子どもと比べて高校生に対する支援だけ手厚くなるため、政府は見直す方針。ただ、一律で控除を廃止した場合、高校生に児童手当を支給しても負担が増える世帯があるとして、縮小を軸に検討が進められています。

自民党の宮沢洋一税調会長は扶養控除の現状維持を望む意見について、「(自民税調の幹部会合では)「一つもない」と突き放します。今後の税制改正論議では具体的な控除の縮小幅などを議論する見通しです。